

訪問介護の利用料について

【利用料 ー基本料金・昼間ー】

	20分未満	30分未満	1時間	1時間30分
身体介護	1,840円	2,750円	4,360円	6,370円

	45分未満	45分以上
生活援助	2,010円	2,480円
初回加算(新規)	200円/月(サービス提供責任者による初回訪問)	
緊急時訪問介護加算	100円/回(居宅サービス計画外の身体介護提供時)	
生活機能向上連携加算	100円/月(※理学療法士と連携して介護計画作成) 200円/月(※に加え、医療施設の専門職、医師に同行して共同して介護計画作成)	
介護職員処遇改善加算 I	上記利用料に別途 13.7%加算されます。	
特定処遇改善加算 I	上記利用料に別途 6.3%加算されます。	

☆ 特定事業所加算Ⅱ・・・上記料金は既に 10%加算された料金です。

☆ 特例措置として令和3年4月から9月まで、基本報酬に0.1%上乘せされることになっていきますのでご了承ください。

★介護保険負担割合証により、上記の金額に負担される金額が異なります。

(1) 基本料金に対して

早朝(午前6時～午前8時) 25%増し

夜間(午後6時～午後10時) 25%増し

* 上表の料金設定の基本設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

* やむをえない事情で、且つ、お客様の同意を得て二人以上で訪問した場合は、二人分の料金となります。

(2) その他

* お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用はお客様のご負担になります。

* 料金の支払い方法は毎月10日までに前月分を請求いたしますので、10日までにお支払いください。